

北広島町
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
〈令和6年度～令和8年度〉

「だれもが自分らしくともに安心して暮らせるまち」をめざして



令和6年3月
北広島町

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ・期間.....	2
3 障害福祉計画の基本方針見直し.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 障害者を取り巻く状況.....	5
1 障害者の状況.....	5
2 アンケート調査からみる状況.....	10
3 北広島町内のサービス資源（施設・事業所等）.....	14
第3章 第7期障害福祉計画.....	15
1 国の基本方針に基づく考え方.....	15
2 成果目標.....	15
3 〔活動指標〕障害福祉サービス等の見込み量と確保策.....	21
第4章 第3期障害児福祉計画.....	30
1 国の基本方針に基づく考え方.....	30
2 成果目標.....	30
3 〔活動指標〕障害福祉サービス等の見込み量と確保策.....	31
第5章 計画の推進体制.....	33
1 関係機関、事業所等との連携.....	33
2 計画の進捗管理.....	34
3 PDCAサイクルによる推進.....	34
4 北広島町障害者自立支援認定審査会.....	34
資料編.....	35

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障害者施策は、障害者の人格や個性が尊重され、日常生活を送れるように必要な支援を行い、障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会の実現に寄与することを目指して、様々な制度が整備されてきました。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、令和4年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」では、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、様々な措置を講じることが定められています。

これまでの取り組みや障害者施策の変遷の状況を踏まえながら、本町において障害者はもちろん、すべての人が地域で安心して暮らしていける社会の構築のため「北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、障害福祉施策の一層の推進を図ります。

2 計画の位置づけ・期間

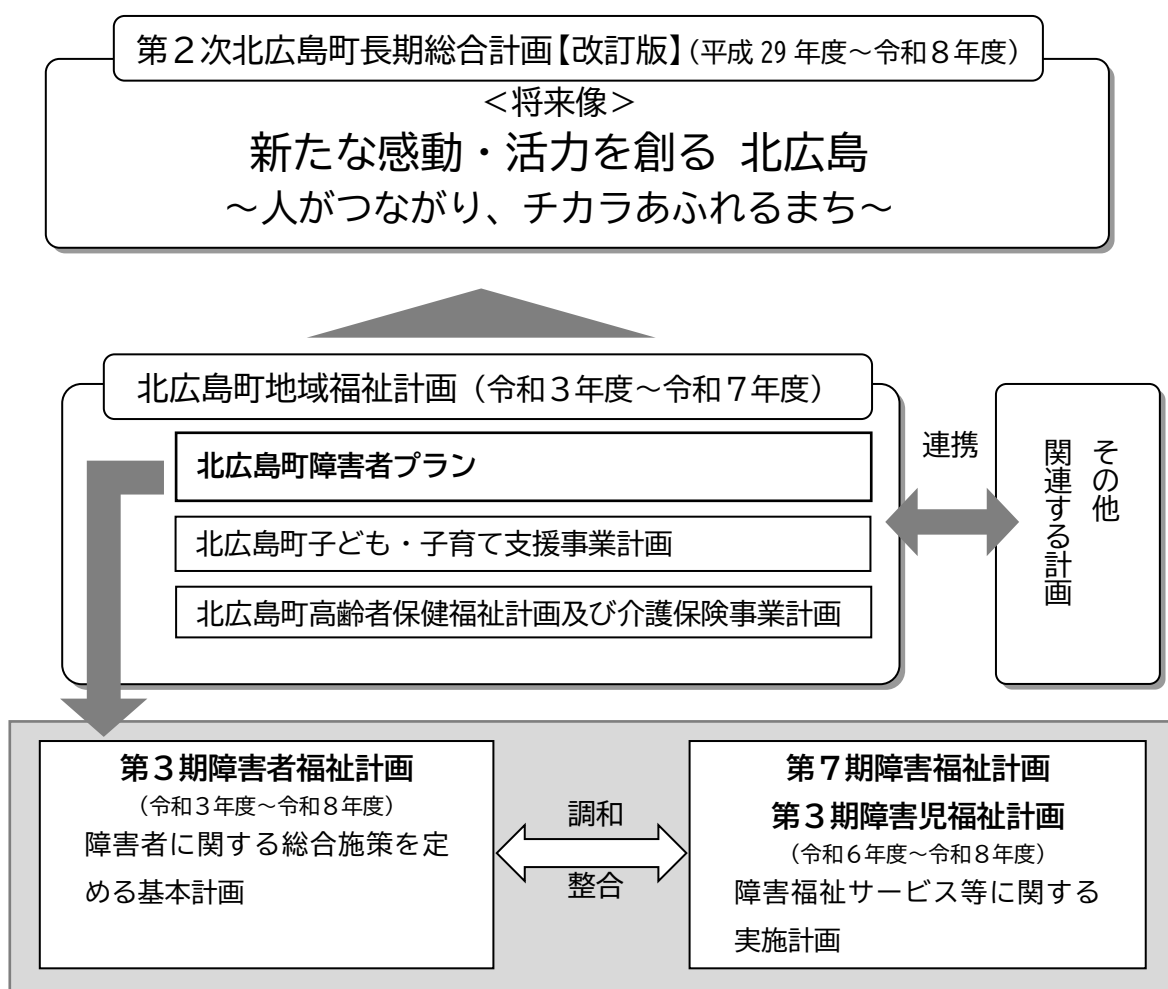
(1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく障害福祉計画並びに「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく障害児福祉計画として策定するものです。

また本計画は、本町の最上位計画である「第 2 次北広島町長期総合計画【改訂版】」と整合性のとれた計画とするとともに、福祉部門の上位計画である「北広島町地域福祉計画」を踏まえ、北広島町障害者プラン、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等の関連計画等と連携を図りながら障害者施策を推進するものとします。

さらに、国、県の関連する法律・法令や計画との整合性を図るものとします。

【計画の位置付けのイメージ図】



(2) 計画の期間

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本計画の関連法や制度の改正等、また、社会的情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うものとします。

【計画期間の図】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉計画	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

(3) 計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害、知的障害、精神障害、難病患者、その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人としてします。

3 障害福祉計画の基本方針見直し

国が示す「基本指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針で、この基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の主な見直し事項は、以下の内容になります。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

また、国の基本指針においては、以下の項目を成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）として設定しています。

【国基本指針における成果目標】

- ① 施設入所者の地域生活への移行（目標値の見直し）
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実（新規項目の追加）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（目標値の見直し、新規項目の追加）
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（新規項目の追加）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規項目の追加）
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

※国の基本指針となるため、一部都道府県のみにも適用される項目も含んでいます。

4 計画の策定体制

（1）北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、障害福祉施策の効果的な推進を図る目的から、障害者代表、医療、福祉、教育の分野で構成する「北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会」を設置し、本計画の策定を進めました。

（2）障害のある方向けアンケート調査の実施

障害のある方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施しました。

（3）パブリック・コメントの実施

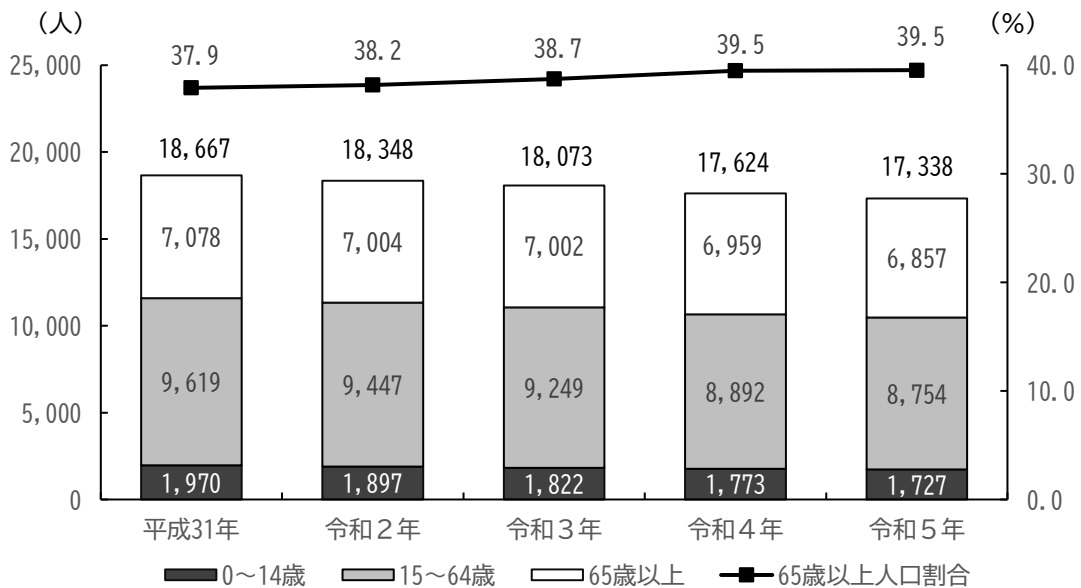
町民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に、計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和6年3月15日から3月25日まで実施しました。

第2章 障害者を取り巻く状況

1 障害者の状況

(1) 北広島町の人口

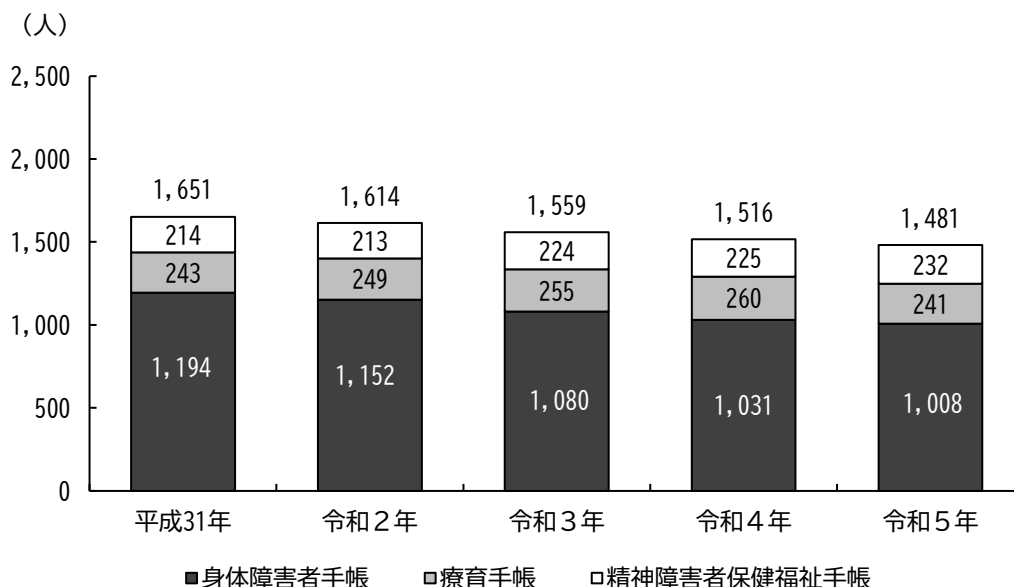
本町の人口は、令和5年では17,338人となり、減少傾向で推移しています。年齢区分別人口の推移では、特に14歳未満、15～64歳人口の減少が大きくなっており、高齢者の割合は、令和5年では39.5%となっています。



資料：町民課（各年4月1日現在）

(2) 各障害者手帳所持者の状況

本町の各障害者手帳の交付数をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年では1,008人となっています。療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5年では241人、精神障害保健福祉手帳所持者数は増加傾向で232人となっています。



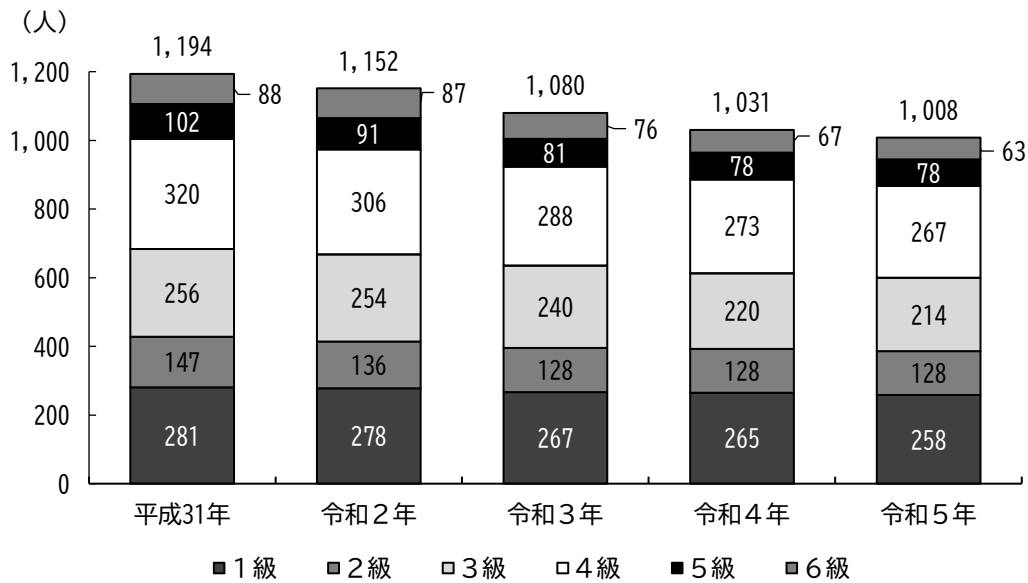
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数を等級別にみると、令和5年では、4級が最も多く、1級、3級の順となっています。

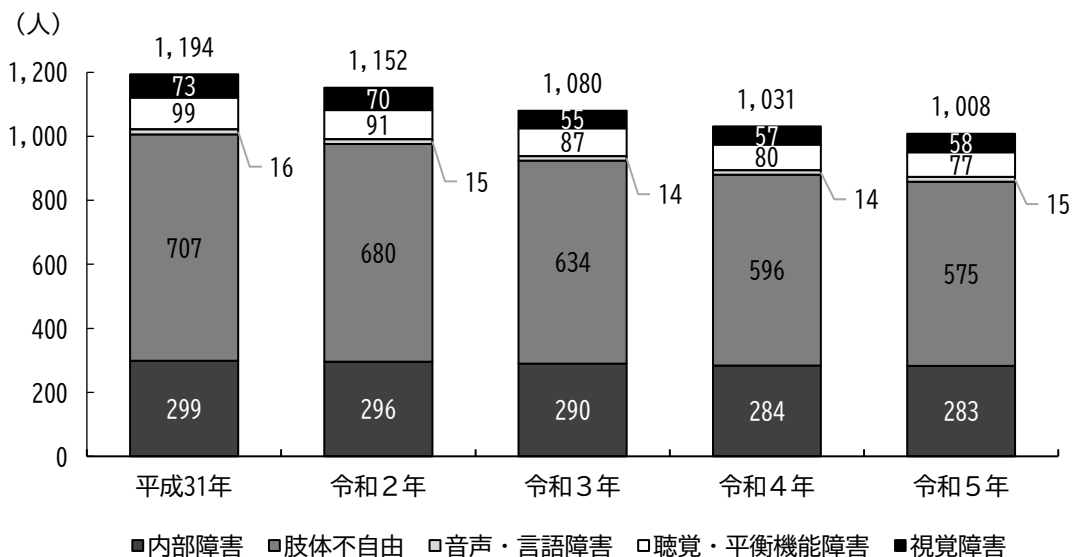
障害の種類別にみると、令和5年では、肢体不自由による所持者が半数以上を占め、内部障害、聴覚・平衡機能障害の順となっています。

図 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移



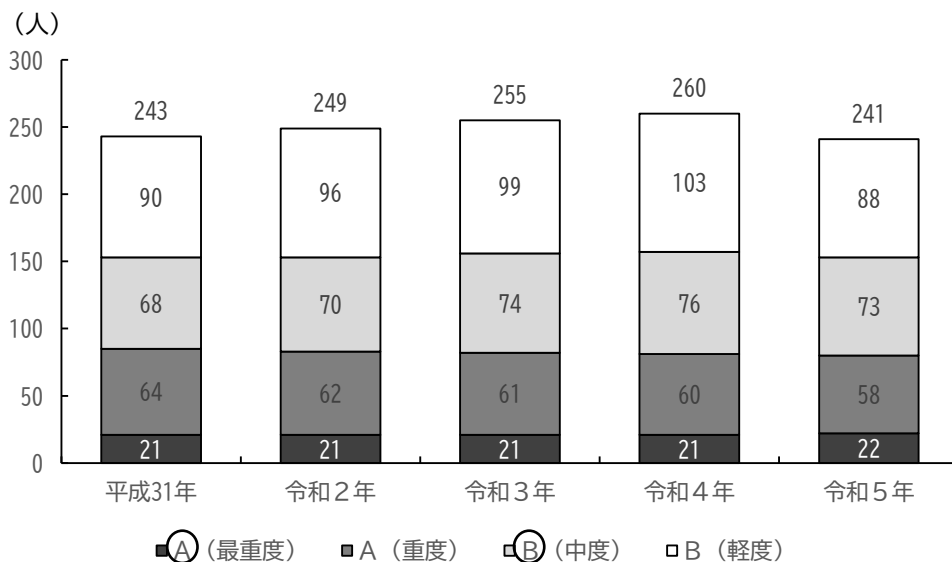
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、令和5年では241人となっています。等級別にみると、B（軽度）が88人で最も多く、㊷（中度）、A（重度）の順となっています。

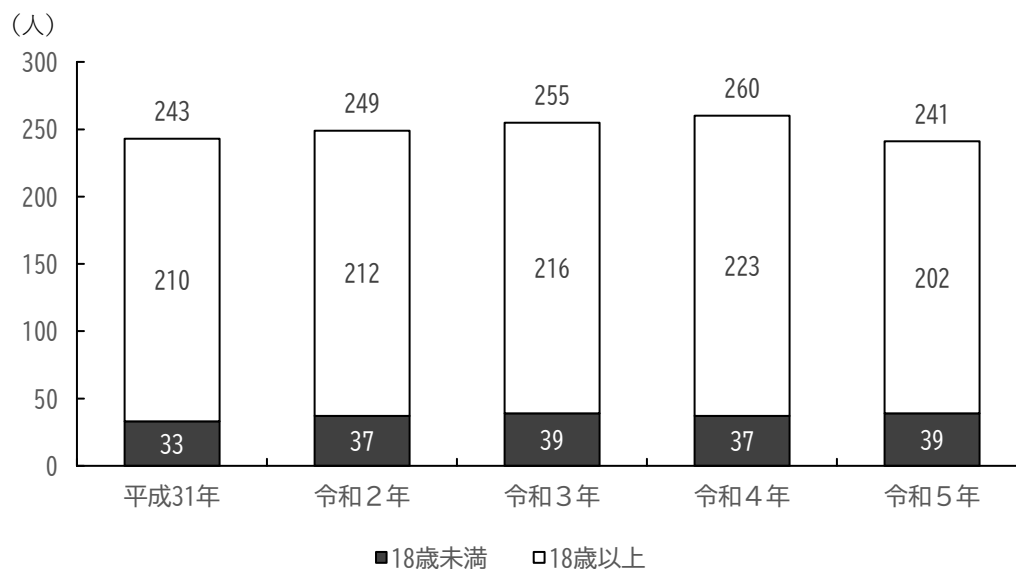
年齢別にみると、令和5年では18歳以上が202人、18歳未満が39人となっています。

図 療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図 療育手帳所持者数（年齢別）の推移



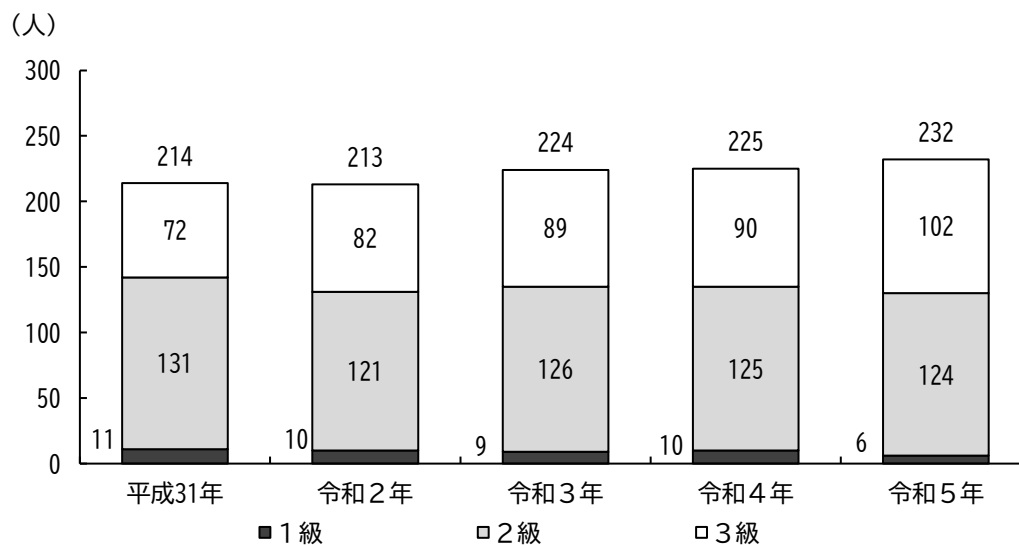
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、令和5年では、2級、3級の占める割合が高くなっています。

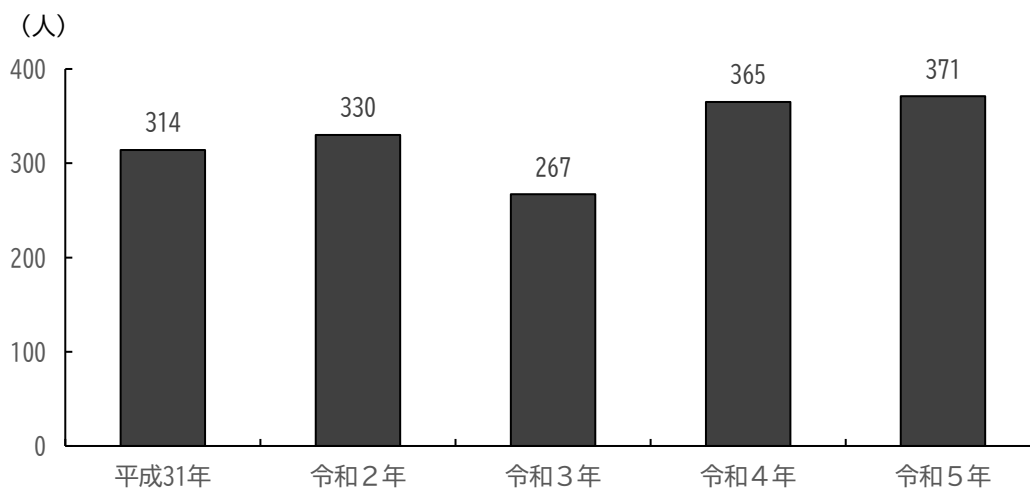
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、増加傾向となっており、令和5年では371人となっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(6) 発達障害または疑いのある児童の状況

町で把握している、発達障害の診断を受けたまたは疑いのある児童の状況は、次のとおりです。

■ 1歳6か月児健康診査

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健診対象児の人数	115	80	90
受診した幼児の人数 (A)	113	79	89
精神発達精密検査対象児の人数	0	0	0

資料:保健課 (各年度3月末現在)

■ 3歳児健康診査

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健診対象児の人数	130	117	96
受診した幼児の人数 (B)	130	113	93
精神発達精密検査対象児の人数	0	0	0

資料:保健課 (各年度3月末現在)

■ 乳幼児健康診査に係る精神発達精密健康診査 (事後相談会)

1歳6か月児健診及び3歳児健診後、相談会を利用した人数

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数 (C)	30	24	23
利用率 ^{※1}	12.35%	12.50%	12.64%
利用延べ人数	34	35	28

※1 利用実人数 (C) / (1歳6か月健診受診者数 (A) + 3歳児健診受診者数 (B))

資料:保健課 (各年度3月末現在)

2 アンケート調査からみる状況

(1) 調査概要及び配布・回収状況

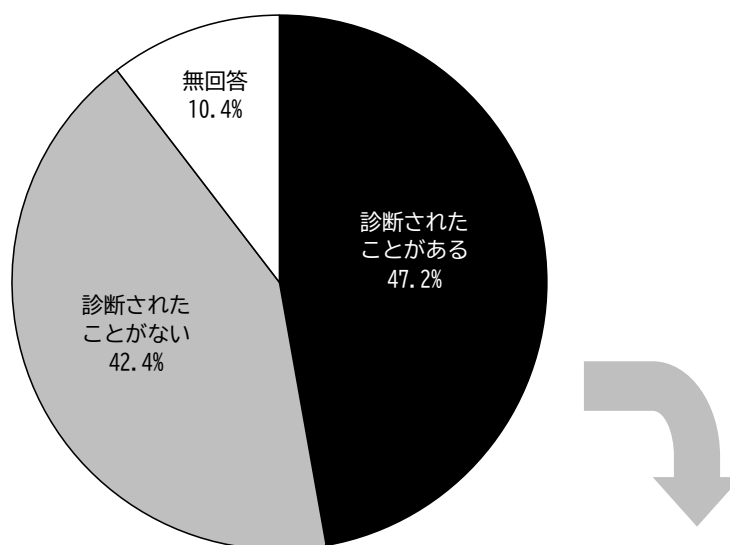
項目	概要
対象者	65歳未満の障害福祉サービス等利用者、18歳未満の障害者手帳（身体・療育・精神）所持者、手帳未所持者で障害児通所サービス利用者
調査票配布対象者数	237件
調査期間	令和5年10月11日～10月31日
回収数・率	125件／回収率52.7%

(2) 調査結果

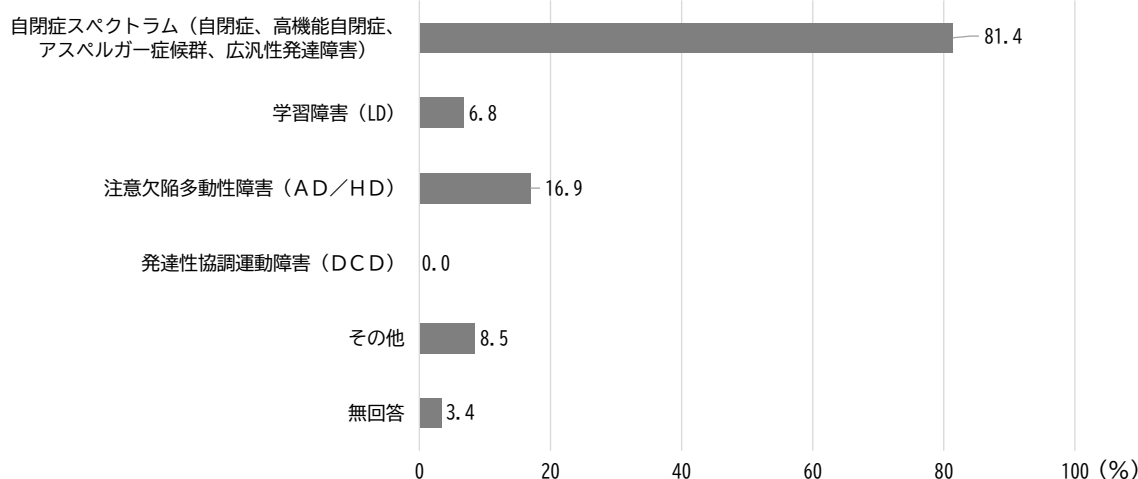
① 発達障害として診断されたことがありますか。ある方は、発達障害の種類を教えてください。

診断されたことがあるは47%、診断されたことがないは42%と回答しています。そのうち、診断された種類では、「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」が81.4%と最も多く、次いで「注意欠陥多動性障害（AD／HD）」が16.9%と続いています。

発達障害の診断の有無
(単回答) N=125

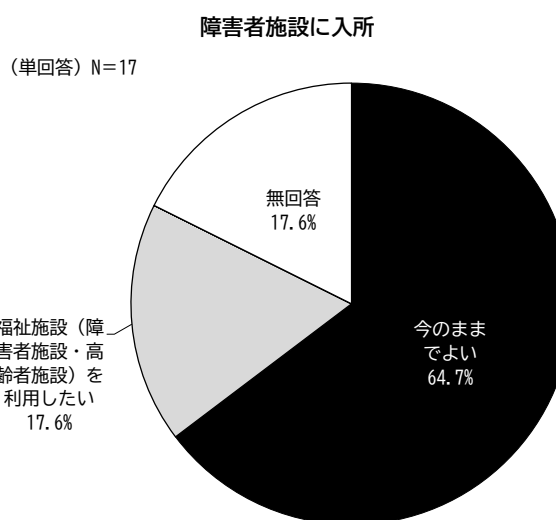
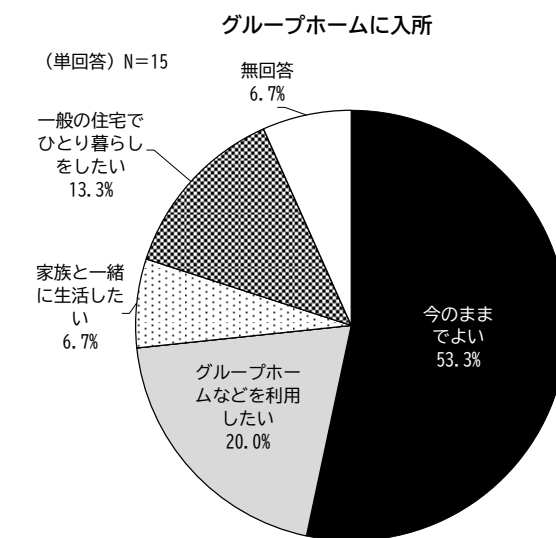
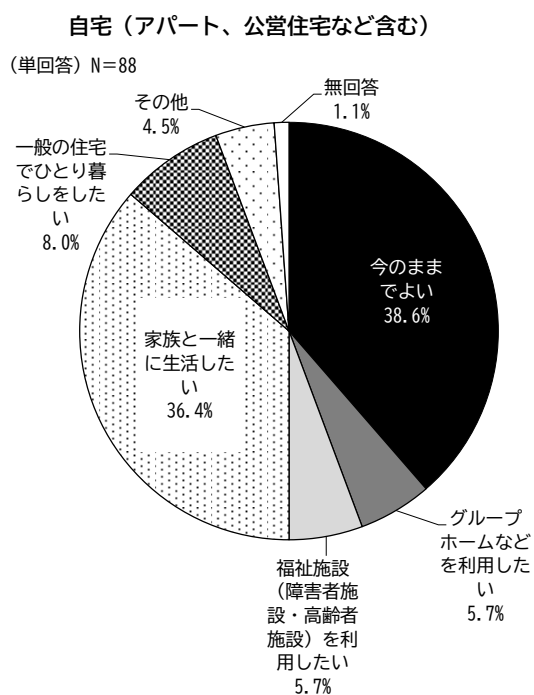
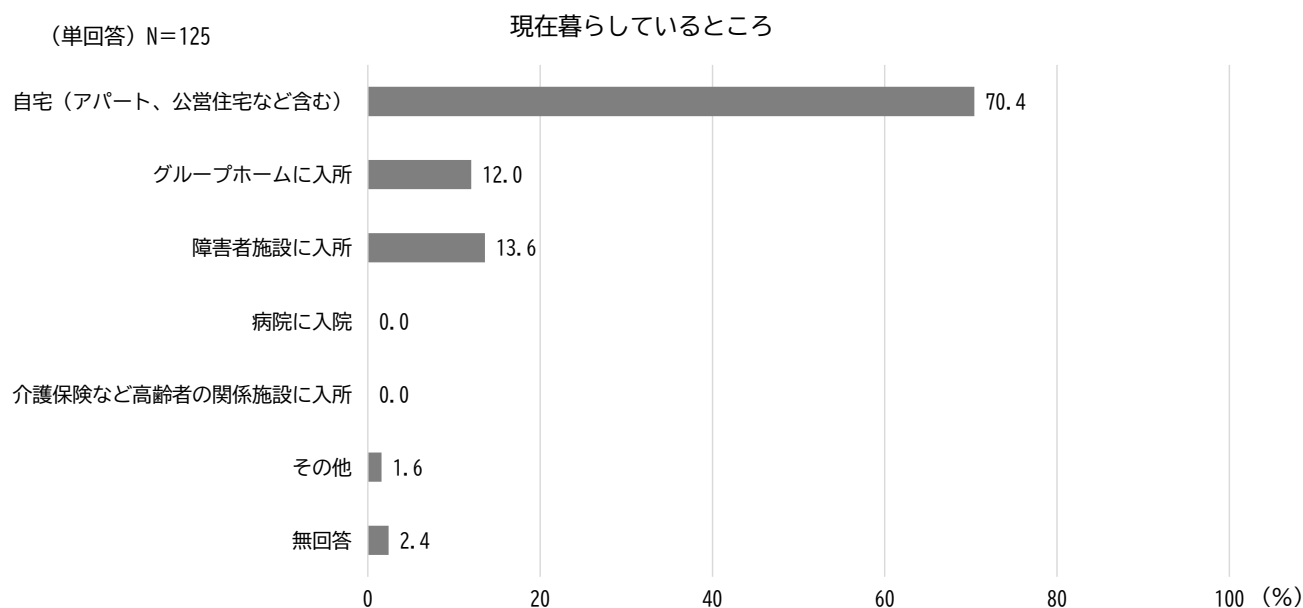


発達障害と診断されたことがある方の発達障害の種類
(複数回答) N=59



② 現在、どこで暮らしていますか。また、将来どんな暮らしをしたいですか。

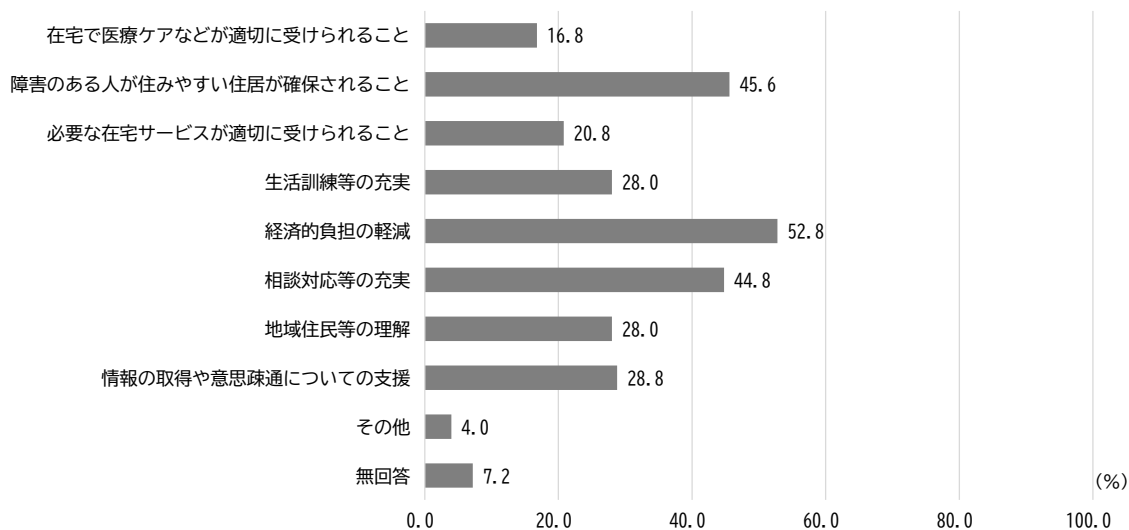
自宅（アパート、公営住宅など含む）が70.4%と最も多く、次いで障害者施設に入所が13.6%、グループホームに入所が12.0%と続いています。また、将来の暮らしの希望を現在の暮らし別にみると、いずれも今のままでよいが最も多くなっています。



③ 希望する生活を送るために必要な支援は何ですか。

経済的負担の軽減が 52.8%と最も多く、次いで障害のある人が住みやすい住居が確保されることが 45.6%、相談対応等の充実が 44.8%と続いています。

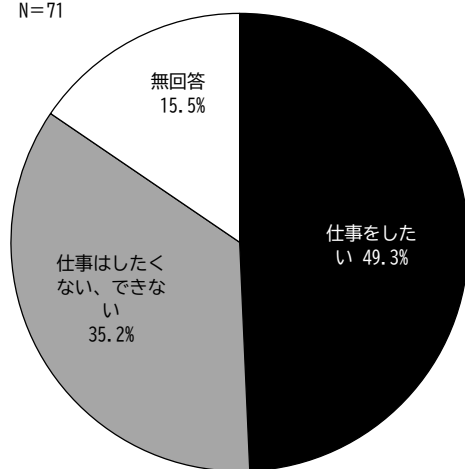
(複数回答) N=125



④ 今後、収入を得る仕事をしたいですか。【18歳以上の方】

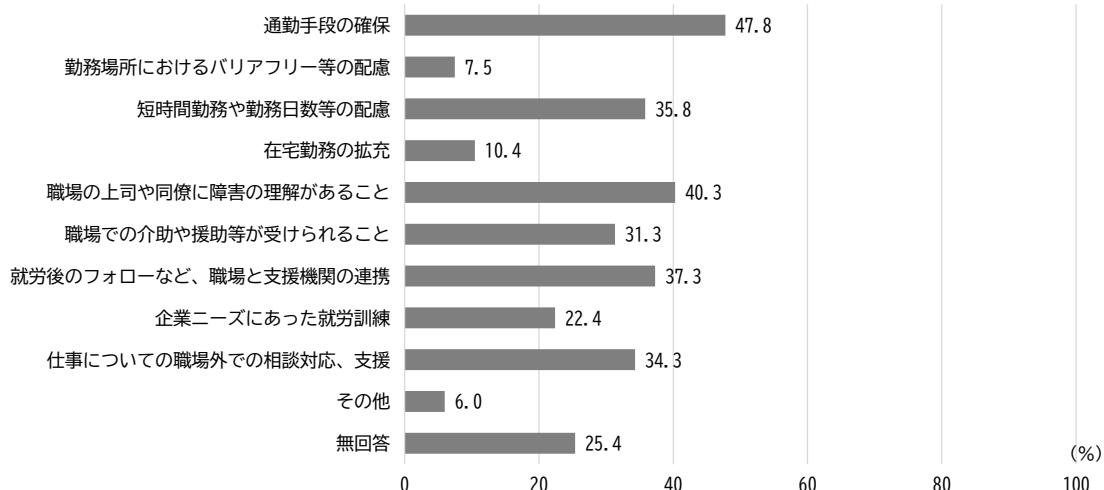
現在、就労をしていない人のうち、49%が「仕事をしたい」と回答しています。

(単回答) N=71



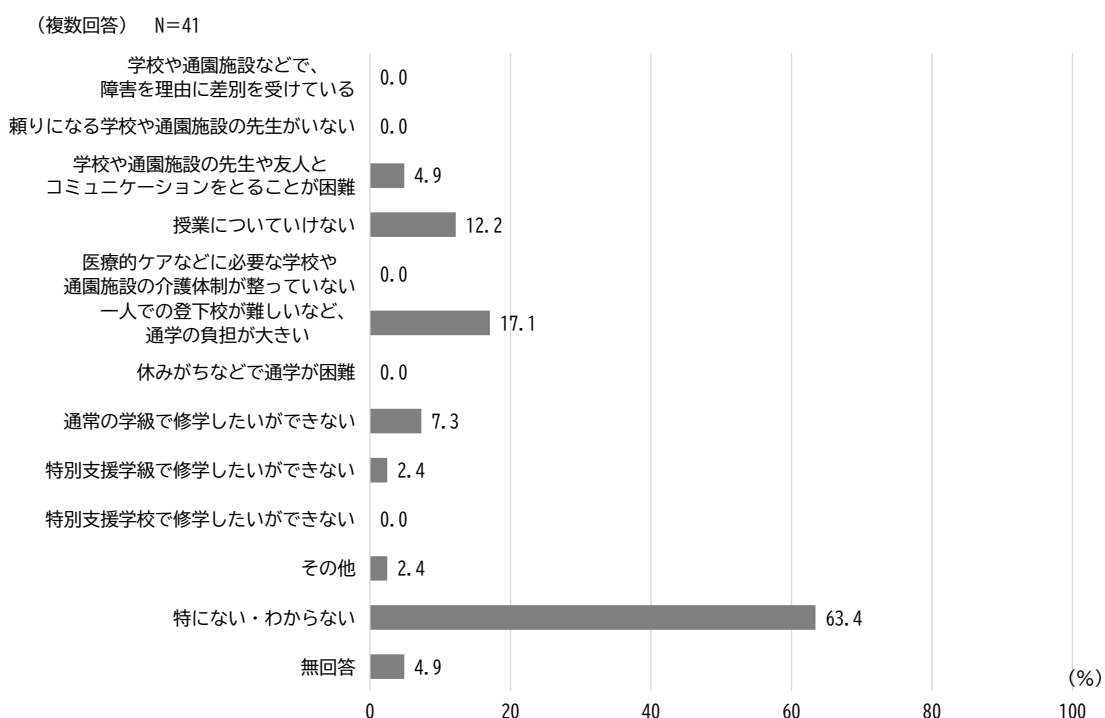
(複数回答) N=71

就労支援で必要と思うもの



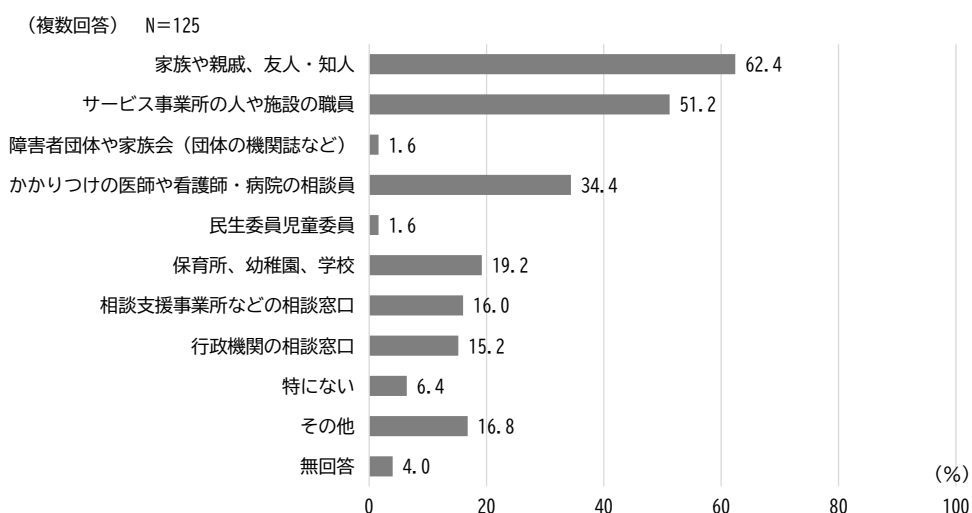
⑤ 学校や通園施設などで特に困っていることは何ですか。【18歳未満】

「特にない・わからない」が63.4%で最も多く、次いで「一人での登下校が難しいなど、通学の負担が大きい」が17.1%、「授業についていけない」が12.2%と続いています。



⑥ 悩みや困ったことの相談は誰にしますか。

家族や親戚、友人・知人が62.4%で最も多く、次いでサービス事業所の人や施設の職員が51.2%、かかりつけ医師や看護師・病院の相談員が34.4%と続いています。



3 北広島町内のサービス資源（施設・事業所等）

■北広島町内の障害福祉サービス等の施設・事業所

名 称	サービス内容等	住 所
やまゆり短期入所生活介護事業所	短期入所	移原635
障害者支援センターさあくる	就労継続支援B型・生活介護	川小田10075-5
北広島町社協訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護・移動支援	大朝2513-1
「正寿園」短期入所生活介護事業所	短期入所・日中一時支援	壬生901
あけぼの訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・ 移動支援	壬生915-4
ホームきずな	共同生活援助	壬生883
株式会社ハートランドひろしま	就労継続支援A型	川戸3413-2
ぴいぱふ	就労継続支援B型・生活介護	川西7-1
きずな相談支援事業所	計画相談支援	壬生883
相談支援事業所さとやま	計画相談支援・地域移行支 援・地域定着支援	今田3860
ららぽーと千代田	放課後等デイサービス	丁保余原1503-3
カラフルピース	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	有田1668-2
ゆりかご荘ホームヘルプセンター	居宅介護・重度訪問介護	阿坂4600
太田川学園豊平作業所	就労継続支援B型	阿坂12332-1
太田川学園豊平ケアホーム	共同生活援助	都志見12629-2
太田川学園豊平グリーンハイツ	施設入所	都志見12629-6
ヘルパーステーションスマイリー	居宅介護・重度訪問介護	荒神原200
ヘルパーセンターすまいる	居宅介護・重度訪問介護・ 移動支援	蔵迫563-1
障害者支援センターさあくる相談支援 事業所	計画相談支援	川小田10075-5

第3章 第7期障害福祉計画

1 国の基本方針に基づく考え方

第7期障害福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

2 成果目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの目標値を設定することが求められています。

この成果目標は、国が定める指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされており、本町においてはこうした考え方を踏まえ成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上を削減

【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和4年度末の入所者数（A）	40人	
令和8年度末の入所者数（B）	38人	令和8年度末の利用者数見込
削減数（C）	2人	令和4年時点から令和8年度末までの削減数
削減率（C/A）	5.0%	
地域生活移行者数（D）	3人	令和4年度末の入所者数のうち、令和8年度末までの移行者数
地域生活移行率（D/A）	8.0%	

～目標値達成に向けて～

○地域生活への移行には、保健・医療・福祉・教育・労働・地域等の関係機関と連携が重要です。退所、退院した人が地域生活を継続できるよう、訪問系・日中系のサービスの提供を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】 ※参考として記載

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上【都道府県における目標】
- ・精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）【都道府県における目標】
- ・精神病床における退院率（入院後3か月時点：68.9%以上、入院後6か月時点：84.5%以上、入院後1年時点の退院率：91.0%以上）【都道府県における目標】

【活動指標】

項目	数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	10人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

～目標値達成に向けて～

- 本町では、保健所単位などで実施してきた既存の会議を活用し、精神障害者の方の地域移行に向けた個々の対応をしていきます。
- 令和8年度末の精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、県における推計を踏まえ、本町では以下のとおり見込みます。

■精神障害者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	7人
うち65歳未満利用者数	4人（うち障害サービス利用者数2人）
うち65歳以上利用者数	3人（うち障害サービス利用者数1人）

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和8年度末の地域生活拠点等の整備か所数	1か所	引き続き体制を維持
コーディネーターの配置	1人	町内の相談支援専門員をコーディネーターとして配置
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	自立支援協議会において、拠点の運用状況の検証と機能充実に向けた検討を実施
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	有	強度行動障害を有する障害者に関するニーズの把握等により、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を行う

～目標値達成に向けて～

- 地域生活支援拠点については、本町のサービス資源の現況や利用者のニーズを踏まえ、令和8年度までに必要な機能の整備及び強化に努めます。
- 機能の充実に向けて、引き続き、年1回の運用状況の検証・検討を実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- ・福祉施設から一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- ・就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上。
- ・就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【成果目標】

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等	考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	2人	
令和8年度の一般就労移行者数（B）	4人	Aの1.28倍以上
移行割合（B/A）	2.0倍	
Aのうち就労移行支援利用者数（C）	1人	
Bのうち就労移行支援利用者数（D）	2人	
移行割合（D/C）	2.0倍	Cの1.31倍以上
Aのうち就労継続支援A型利用者数（E）	0人	
Bのうち就労継続支援A型利用者数（F）	1人	
移行割合（F/E）	－倍	Eの1.29倍以上
Aのうち就労継続支援B型利用者数（G）	1人	
Bのうち就労継続支援B型利用者数（H）	1人	
移行割合（H/G）	1.0倍	Gの1.28倍以上

②就労移行支援事業所から一般就労への移行

項目	数値等	考え方
令和3年度就労移行支援事業所数（A）	0か所	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（B）	0か所	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合（B/A）	－倍	

項目	数値等	考え方
令和8年度の就労移行支援事業所数（C）	0 か所	
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（D）	0 か所	
移行割合（D/C）	— 倍	

③就労定着支援事業の利用者

項目	数値等	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数（A）	1 人	
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数（B）	2 人	
移行割合（B/A）	2.0 倍	Aの1.41倍以上

④就労定着支援事業所利用後の就労定着率

項目	数値等	考え方
令和3年度の就労定着支援事業所数（A）	0 か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数（B）	0 か所	
就労定着率が7割以上の事業所の割合（B/A）	— 倍	
令和8年度の就労定着支援事業所数（C）	0 か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数（D）	0 か所	
就労定着率が7割以上となる事業所の割合（D/C）	— 倍	

※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

～目標値達成に向けて～

- 一般就労への移行に向けて、既存の就労支援事業所や広島障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、支援していきます。
- 一般就労移行後も継続して働けるように、企業等に対して障害特性及び障害者への理解の促進を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化

【国の指針】

- ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の取組を行う。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	有	設置について検討
【目標値】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	自立支援協議会の相談支援部会において、個別事例の検討等を行う

～目標値達成に向けて～

- 相談支援体制の充実に向けて、自立支援協議会の相談支援部会を定期的を開催することにより、連携を強化します。
- 各事業所や関係機関と連携し、相談から必要な支援へつなげられる体制の充実を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の指針】

- ・各都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組実施体制の構築	有	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	構築	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等について、事業所と共有する
	1回	

～目標値達成に向けて～

- 県の実施する障害福祉サービスに関する研修等に町職員が参加し、研修内容を関係課において共有するなど、職員の資質向上に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、町とサービス提供事業所においてその結果を活用・共有する体制づくりを進めていきます。

3 【活動指標】 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

障害者が地域社会で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの必要なサービス量を、これまでの利用実績やニーズ調査などをもとに見込みます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■訪問系サービスの実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	192	137	204	123	217	115
	人/月	15	10	16	11	17	12

※居宅介護以外のサービス利用実績はありません。

■訪問系サービスの見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	130	140	160
	人/月	13	14	16

【見込量確保のための方策】

- 訪問系サービスは、地域生活移行を推進するためにも、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要です。
- 町内では5か所の事業所がありますが、人手不足により職員の確保が大変厳しい状況にあります。引き続き、障害の特性に応じたサービスの提供とともに質、量の向上に向けた取り組みを行います。

○必要とするサービスを適切に利用できるように、広報・パンフレット・ホームページ等を利用し、サービスの周知に努めます。

② 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

事業名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規サービス】	一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の能力や適性や地域社会、事業所の状況にあった選択ができることを目指して必要な支援を行います。(※令和7年10月開始予定)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■日中活動系サービスの実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
生活介護	人日/月	1,052	1,112	1,030	1,114	1,009	1,083
	人/月	49	54	48	53	47	52
自立訓練(機能訓練)	人日/月	15	0	15	0	15	20
	人/月	1	0	1	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	20	0	20	0	20	20
	人/月	1	0	1	0	1	1
就労移行支援	人日/月	115	0	138	27	161	21
	人/月	5	0	6	2	7	2
就労継続支援A型	人日/月	248	231	248	238	248	251
	人/月	12	12	12	12	12	12
就労継続支援B型	人日/月	1,178	1,084	1,209	1,067	1,241	1,029
	人/月	74	64	76	66	78	67

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
就労定着支援	人/月	1	3	1	2	2	1
療養介護	人/月	9	8	9	8	9	8
短期入所 (福祉型)	人日/月	106	103	118	140	130	133
	人/月	9	10	10	10	11	10
短期入所 (医療型)	人日/月	2	0	2	0	2	0
	人/月	1	0	1	0	1	0

■日中活動系サービスの見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,113	1,134	1,155
	人/月	53	54	55
自立訓練(機能訓練)	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	20	20	20
	人/月	2	2	2
就労継続支援A型	人日/月	263	274	285
	人/月	12	12	12
就労継続支援B型	人日/月	1,088	1,120	1,136
	人/月	68	70	71
就労定着支援	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所 (福祉型)	人日/月	150	150	150
	人/月	10	10	10
短期入所 (医療型)	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- ニーズに応じたサービス提供体制の確保に向け、既存の事業所との連携を図ります。
- 就労系サービス利用者の一般就労への移行及び定着に向けて、今後取り組みを進めていきます。
福祉施設やハローワーク、広島障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携し、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行い、障害者の就労促進を図ります。
- 短期入所については、家族介助者の高齢化を見据えて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- 就労選択支援については、令和7年10月に開始されるサービスのため、本計画では見込量を設定していません。サービスの利用希望があった場合は、事業所等と連携し、支援を行います。

③ 居住系サービス

■居住系サービスの内容

事業名	事業内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた人でひとり暮らしをする人に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■居住系サービスの実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	36	36	36	36	36	36
施設入所支援	人/月	42	42	41	40	41	41

■居住系サービスの見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	36	36
施設入所支援	人/月	41	40	38

【見込量確保のための方策】

- 施設入所支援の利用見込は、成果目標の数値と整合しています。施設入所者については、地域生活への移行等による削減が見込まれていますが、高齢化等に伴い移行は困難な状況にあります。また、地域で生活するためのサービス提供体制の確保が必要となるため、関係機関と連携します。
- アンケート調査の結果では、希望する生活を送るために住みやすい住居の確保を望む意見が多かったことから、支援を受けながら生活できる共同生活援助の提供体制の確保に努めます。

④ 指定相談支援

■指定相談支援の内容

事業名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者やひとり暮らしへと移行した障害者が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

■指定相談支援の実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
計画相談支援	人/月	34	30	36	30	38	34
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

■指定相談支援の見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	30	30	30
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 計画的・継続的なサービス利用計画を作成し、利用者が必要とするサービス利用とつなげられるよう、相談支援事業所と連携し総合的な相談支援体制の構築を推進します。
- 「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、現在本町では利用実績はありませんが、地域移行する障害者がこれらの事業を円滑に活用できるよう、関係機関と連携していきます。

(2) 地域生活支援事業の見込量

① 地域生活支援事業【必須事業】

■地域生活支援事業【必須事業】の内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講演会等の開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。
成年後見制度利用支援事業	親族がないなど、成年後見制度の申立が困難な人の申立を支援します。また、成年後見人等への報酬助成を行い、利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体における研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する取り組みを行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の生活の支援を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業等	通所により、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進し、地域の生活支援を促進します。

■ 地域生活支援事業【必須事業】の実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業						
相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター機能強化事業	実施状況	未実施	実施	未実施	実施	未実施
住宅入居支援事業（居住サポート事業）	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	0	0	0	1	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	件/年	5	2	5	2	5
自立生活支援用具	件/年	4	3	4	2	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	0	2	0	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	1	2	1
排泄管理支援用具	件/年	500	515	530	519	550
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	1	1	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/月	0	0	0	0	0
移動支援事業	人/月	10	10	10	14	10
	時間/月	194	129	194	130	194
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	0	1	0	1
	人/月	1	0	1	0	1

■地域生活支援事業【必須事業】の見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施
住宅入居支援事業（居住サポート事業）	実施状況	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	530	540	550
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/月	0	0	0
移動支援事業	人/月	13	14	15
	時間/月	156	168	180
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1
	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 理解促進研修・啓発事業について、町民のニーズ等を踏まえ、今後も継続して講演会などを実施します。
- 成年後見制度について広報活動などにより周知を図り、制度の利用が必要な方について支援を行います。
- 地域の障害者福祉に関する支援体制の充実に向けて、北広島町地域自立支援協議会及び相談支援部会で支援困難事例への対応のあり方などの協議・調整、情報の共有化、ネットワークの形成などを行います。
- 引き続き、各事業の利用促進に向け、広報・パンフレット・ホームページ等により事業の周知に努めます。

② 地域生活支援事業【任意事業】

■地域生活支援事業【任意事業】の内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	日中に介護者がいないなどで、一時的に見守り等の支援が必要な方に、日中における活動の場を提供します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ教室等を開催し、障害のあるなしに関わらず気軽に楽しむことができるスポーツの紹介・普及活動を行い、交流と社会参加を促進します。(北広島町社会福祉協議会委託事業)
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、広報等を音訳した電子媒体を作成し、視覚障害者に配布します。(北広島町社会福祉協議会委託事業)

■地域生活支援事業【任意事業】の実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
日中一時支援事業	人日/月	15	0	15	0	15	0
	人/月	2	0	2	0	2	0
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施箇所数	6	4	6	4	6	4
	年間利用者数	126	73	126	29	126	95
点字・声の広報等発行事業	実施媒体数	27	25	28	31	29	30
	人/年	2	2	2	2	2	2

■地域生活支援事業【任意事業】の見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人日/月	10	10	10
	人/月	2	2	2
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施箇所数	4	4	4
	年間利用者数	100	100	100
点字・声の広報等発行事業	実施媒体数	30	30	30
	人/年	2	2	2

【見込量確保のための方策】

○今後も、障害者やその家族等のサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めます。

第4章 第3期障害児福祉計画

1 国の基本方針に基づく考え方

第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

2 成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・ 各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	設置について検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制有	体制を引き続き維持
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	町内で設置検討の事業所なし
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	0か所	町内で設置検討の事業所なし
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	既存の会議を活用し、引き続き関係課と連携を図り、個別に対応
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	町において1人設置

～目標値達成に向けて～

○障害児支援の提供体制については、本町においてもニーズは高まっており、引き続き関係機関と連携して児童発達支援センターの設置の検討など、障害児支援の充実に努めます。

3 【活動指標】 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けることができる体制の充実を図っていくため、障害福祉サービスなどの必要なサービス量を、これまでの利用実績やニーズ調査などをもとに見込みます。

(1) 障害児通所支援

■障害児通所支援等の内容

事業名	事業内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育施設などを訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

■障害児支援の実績

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
児童発達支援	人日/月	46	54	56	25	70	40
	人/月	13	12	16	10	20	14
放課後等デイサービス	人日/月	402	425	443	384	483	393
	人/月	40	37	44	36	48	39
保育所等訪問支援	人日/月	2	0	2	0	2	0
	人/月	2	0	2	0	2	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	7	5	8	4	9	4

■障害児通所支援等の見込量

区分		第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	42	42	45
	人/月	14	14	15
放課後等デイサービス	人日/月	418	429	440
	人/月	38	39	40
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	5	5	5

【見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援の利用者は増加傾向にあります。他市町の事業所の利用も含め、ニーズに応じたサービスが利用できるよう支援します。
- 発達障害を含む障害児・者の支援にあたっては、乳幼児期から成人期にいたるライフステージを通じて一貫した支援が必要です。支援に関わる行政担当課が多岐にわたることから、横断的な庁内連携を図り、関係機関等と調整を図りながら取り組みを進めます。

【子ども・子育て支援事業計画との連携】

- 障害児支援を行うにあたっては、令和2年3月に策定している「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図ります。障害児の子育て支援ニーズを把握し、保育・教育機関における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。

■子ども・子育て支援等の利用ニーズ等

区分		利用ニーズを踏まえた必要な見込量	実績	第7期		
			令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	4	4	4	4	4
認定こども園	人	5	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	13	13	13	13	13

(2) 発達障害児等に対する支援

区分			第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラム等の受講者数	人/年	12	12	12	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラム等の実施者数	人/年	2	2	2	
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	

第5章 計画の推進体制

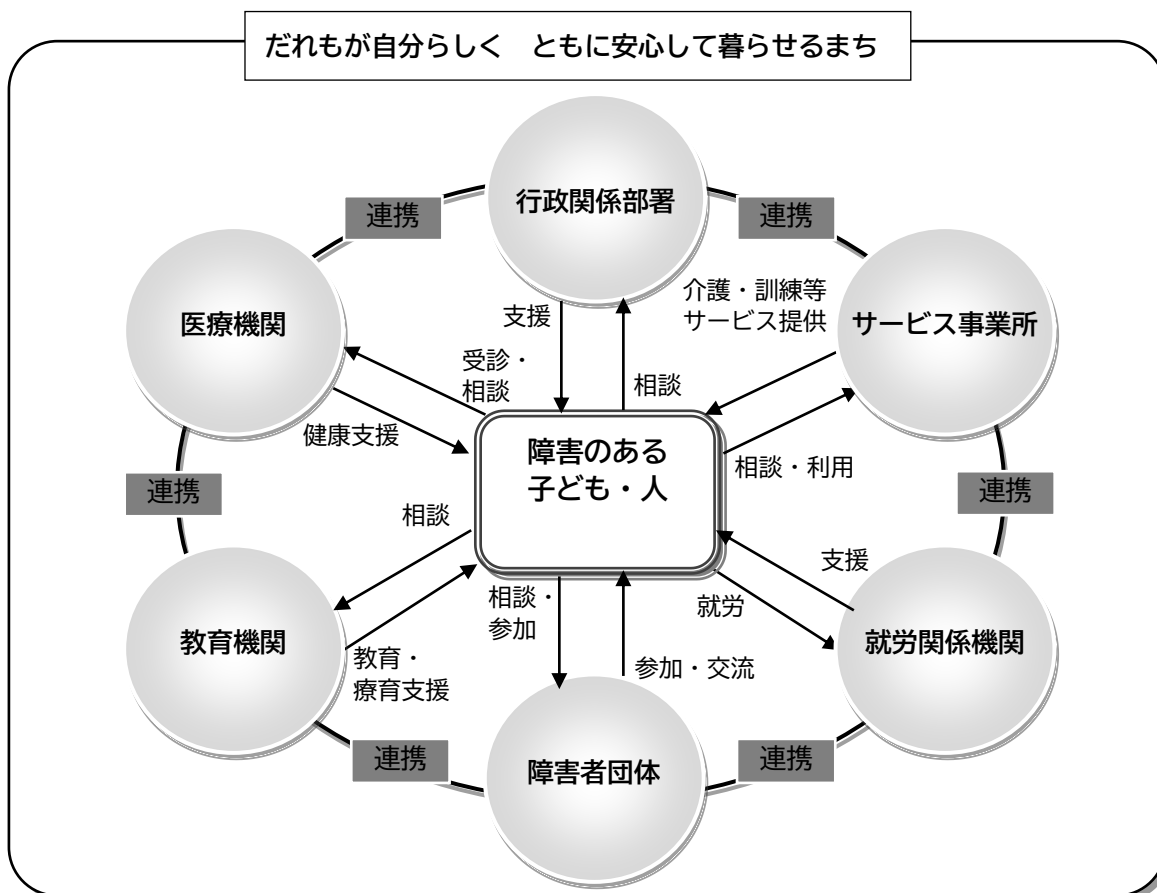
本計画の目的は、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくために、様々な制度や福祉サービスなどの必要な支援の充実はもちろん、障害のあるなしに関わらずすべての人が補い合い、支え合う地域社会の創造にあります。

計画の推進にあたっては、障害者一人ひとりの意見を尊重するとともに、以下のことに留意しながら推進していきます。

1 関係機関、事業所等との連携

計画の推進にあたっては、一人ひとりの障害の特性や生活環境などライフステージに応じた支援と、総合的かつ継続的な施策の両輪が必要です。そのため、福祉施策を担当する部署のみならず、保健、医療、教育、雇用、生活環境などの行政関係部署、並びに関係機関の相互の連携を取りながら、利用者のニーズに応えられるよう計画を推進していきます。

また、本町では障害福祉サービスの充実のため新規事業所の参入に取り組んできましたが、さらなるサービス提供体制の充実、また、広島圏域を中心とする広域的な連携により利用者のサービスの選択肢を広げ、「だれもが自分らしく、ともに安心して暮らせるまち」の実現とするため各関係機関の体制を強化していきます。



2 計画の進捗管理

本町では、地域の関係機関によるネットワークの強化と本計画の具体化に向けた協議などを行うため、障害者関係団体、福祉サービス事業所、保健・医療機関などの関係者で構成する北広島町地域自立支援協議会を設置しています。当協議会において定期的に計画の進捗状況や各種施策の把握、点検を行います。

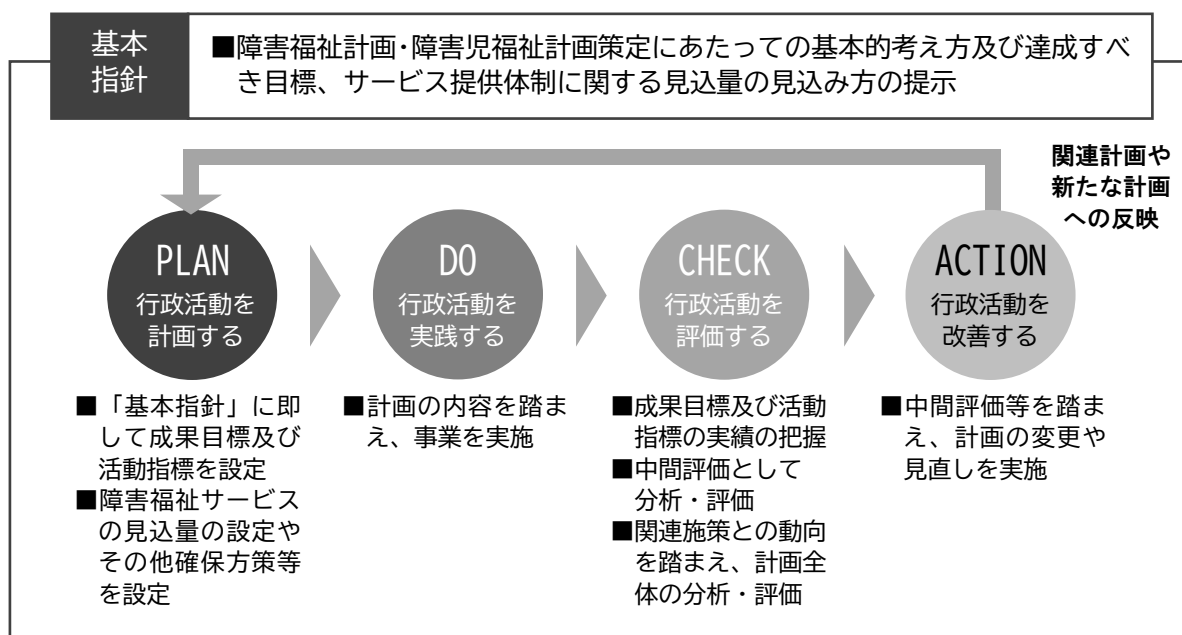
また、利用者や関係団体との意見交換などを通じて事業の効果を検証しながら、施策を推進していきます。

3 PDCAサイクルによる推進

本計画においては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、少なくとも年1回計画の内容の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や見直し等の措置を講じます。

また、本計画に基づく施策について、北広島町地域自立支援協議会において計画の評価を行い、本計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進していきます。加えて、庁内において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



4 北広島町障害者自立支援認定審査会

北広島町障害者自立支援認定審査会は、障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行うことを目的として設置しています。今後とも審査会において、審査及び判定が専門的な観点から中立・公正に行えるよう資質の向上に努めます。

北広島町障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 20 日

告示第 73 号

改正 平成 20 年 3 月 12 日告示第 33 号

平成 25 年 9 月 2 日告示第 121 号

平成 29 年 9 月 20 日告示第 100 号

(目的)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条の規定に基づく北広島町障害者福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく北広島町障害福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく北広島町障害児福祉計画を策定するため、北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (3) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関すること。
- (4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者の代表
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(委員の任期)

第 4 条 策定委員会の委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員の互選により、委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 第3条第2項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成20年3月12日告示第33号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月2日告示第121号)

この告示は、平成25年9月2日から施行する。

附 則 (平成29年9月20日告示第100号)

この告示は、平成29年9月20日から施行する。

北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属等	区分
井上 敏明	医師会	学識経験を有する者
小川 秀子	北広島町障害者自立支援認定審査会委員	
児玉 昌子	民生委員児童委員	
西岡 尚久	北広島町身体障害者団体連合会	障害者の代表
下杉 美智	精神障害者家族会	
保本 泉	知的障害者相談員	
岡田 克博	社会福祉法人みぶ福祉会	障害者の福祉に関する 事業に従事する者
金子 泰典	医療法人社団せがわ会	
白砂 俊郎	北広島町社会福祉協議会	
大麻 三千之	社会福祉法人芸北福祉会	

策定経緯

開催日等		会議名等	協議内容等
令和5年	10月	北広島町の障害福祉に関するアンケート調査	
	12月	第1回策定委員会	アンケート結果、北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案
令和6年	3月	第2回策定委員会	「北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)について
	3月	パブリック・コメント	「北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)の意見公募

【北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】

令和6年3月 発行

発行・編集：北広島町 福祉課

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地